**セルフプランの作成について**

障害者総合支援法による障がい福祉サービス（居宅介護などの介護給付や就労継続支援などの訓練等給付など）を利用するためには、サービス等利用計画が必要になります。

サービス等利用計画は、指定特定相談支援事業所の専門の職員（相談支援専門員）が作成する計画とご本人やご家族等が作成する計画（セルププラン）があります。

**セルフプランの対象者**

以下のすべての要件にあてはまる方

・セルフプランの作成を希望する方

・自分自身（家族等を含む）でサービスの利用調整が可能な方

**セルフプランの特徴**

・ご本人や家族等の思いを直接プランに反映できることにより、自分自身の生活や環境を自己選択、自己決定することが可能です。

・指定特定相談支援事業所に依頼する時間を省略することが出来るので、利用開始が早まる場合があります。

・関係者会議やモニタリング（当初のサービス等利用計画どおりで問題がないか確認する作業）が実施されないため、サービス提供事業所等との調整を自分自身で行う必要があります。ただし、障がい者基幹相談支援センターや市で委託している事業所から協力を受けることが出来ます。

**必要な作成書類**

・サービス等利用計画・障害児支援利用計画案（セルフプラン）

・サービス等利用計画・障害児支援利用計画案【週間計画表】（セルフプラン）

**その他**

・セルフプラン開始後、状況変化等により、セルフプランから指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画作成に切り替えることは可能です。

・サービスの内容や量を見直す場合、プランの変更が必要になります。

・市からセルフプランの作成者に対する報酬は支払われません。

問合せ先

笛吹市障がい者基幹相談支援センター

TEL：０５５－２６２－１２７４

FAX：０５５－２６２－１２７６